

申し込みの流れ・必要書類について

継続入所を希望される場合や、年度途中の入所を希望される場合も、今回の受付期間内に手続きが必要です。

認定こども園・保育所の保育利用を希望する場合(2号・3号認定)	こども教育課に必要書類を提出
必要書類 申込書類は、こども教育課、市内各認定こども園・保育所にあります。 ①施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書兼現況届 ②利用申込書 ③保育の必要性を証明する書類(勤務証明書、または申込書) ※市内の認定こども園、または保育所へ入所中の方で、施設へ書類を提出される場合は、10月26日(金)までに書類を持参してください。 ※受付期間終了後も平成31年度の入所申込を受け付けますが、今回の受付期間中(10月)の申込みを優先して調整します。 ※調整により希望されている認定こども園、保育所に入所できないことがあります。 ※障害やアレルギーがあるお子さんについては、その旨を利用申込書に詳しく記入してください。 受付期間 10月9日(火)～31日(水) ※土日祝を除く、平日のみ 提出先 こども未来部こども教育課(庁舎4階)	支給認定・現況確認 市が入所審査・利用調整 利用決定

認定こども園の教育利用を希望する場合(1号認定)	認定こども園に必要書類を提出
必要書類 申込書類は、こども教育課、市内各認定こども園にあります。 ①施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書兼現況届 ②利用申込書 受付期間 10月9日(火)～31日(水) ※土日祝を除く、平日のみ 提出先 利用を希望する認定こども園 ※新設認定こども園(仮称)を希望する場合は、こども教育課(庁舎4階)に必要書類を提出してください。	認定こども園が定める方法により選考 教育標準時間認定 利用決定

市内施設一覧

認定こども園(※)			
施設名	所在地	1号	2号・3号
		定員	定員
新設認定こども園(仮称)	山 国	55	195
米田こども園	上久米	3	57
泉こども園	西垂水	10	70
正覚坊こども園	上 田	15	80
東古瀬こども園	東古瀬	15	60
三草こども園	上三草	6	89
たきの愛児園	上滝野	15	90
加茂こども園	北 野	15	85
河高こども園	河 高	10	70
高岡こども園	高 岡	15	60
東条こども園	埴鹿谷	15	85

※認定こども園とは、保育と教育を一体的に行う施設です。

保 育 所			
施設名	所在地	1号	2号・3号
		定員	定員
鴨川保育園	平 木		20
椿山保育園	山 国		80
秋津保育園	秋 津		45
さくら保育園	岡 本		60

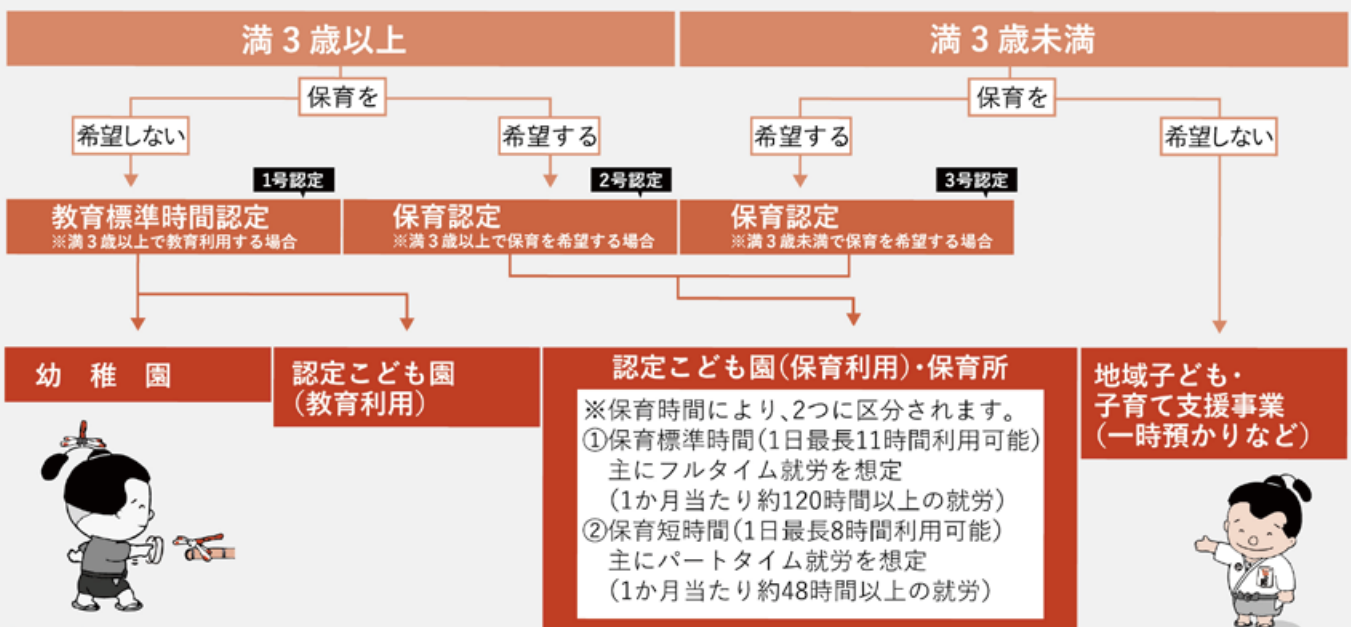
各施設での受付期間	
保育利用を希望する場合	10月9日(火)～26日(金)
教育利用を希望する場合	10月9日(火)～31日(水)

認定こども園・保育所の園児を募集します

☎こども未来部こども教育課(庁舎4階) 担当: 森本紗知 ☎43-0546

■支給区分の認定申請について

施設を利用するには『支給区分の認定』を受けるための申請が必要です。なお、認定申請書は、入園申込書と同時に提出いただきますので、別途手続きをしていただく必要はありません。



「保育を希望する」とは?

保護者のいずれもが①～⑨のいずれかに該当し、家庭で子どもを保育することができない場合、2号、または3号認定となり、認定こども園(保育利用)や保育所を利用することができます。
 ①就労(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く) ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障害 ④同居、または長期入院等している親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待・DV ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用して子どもがおり、継続利用が必要である場合

新設認定こども園(仮称)が開園します

社幼稚園と社こども園が統合し、平成31年4月山国の県立教育研修所西側に開園します。

社 幼 稚 園 社 こ ど も 園

新設認定こども園(仮称)

個人番号(マイナンバー)記入のお願い

「施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書」に個人番号の記入が必要です。提出時に本人確認を行いますので、児童を扶養している保護者全員の個人番号がわかる書類(マイナンバーカード、または個人番号通知カードなど)と本人確認書類を必ず持参してください。記入漏れや、書類の不備がある場合は、受け付けできませんので、ご注意ください。

